



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会社名 池上通信機株式会社
代表者名 代表取締役社長 清 森 洋 祐
(コード番号 6771 東証第 1 部)
問合せ先 取締役上席執行役員
経営管理本部長 青 木 隆 明
(TEL. 03 - 5700 - 1113)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 74 回定時株主総会に、定款の一部変更案を付議することを決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案第 39 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条（自己の株式の取得）および現行定款第 41 条（中間配当）を削除し、現行定款第 40 条（剰余金の配当の基準日）の所要の変更をするものです。
- (2) 上記条文の新設および削除に伴う条数の変更等所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日（金）

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p><u>第 7 条</u> (自己の株式の取得) 当社は、<u>会社法 165 条第 2 項の規定により、</u> <u>取締役会の決議によって市場取引等により</u> <u>自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第 39 条 <条文の記載省略></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第 40 条 (剰余金の配当の基準日) 1. 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 <新 設></p> <p>第 41 条 (中間配当) 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年 9</u> <u>月 30 日を基準日として中間配当をすること</u> <u>ができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p><u>第 7 条</u> (自己の株式の取得)</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>第 7 条～第 38 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>第 39 条 (剰余金の配当等の決定機関) 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第 459 条</u> <u>第 1 項各号に定める事項については、法令に</u> <u>別段の定めのある場合を除き、取締役会の決</u> <u>議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月</u> <u>30 日とする。</u></p> <p><u>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の</u> <u>配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p>